

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手合 計額	予納金	備考			
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円						
民事訴訟	通常訴訟	8						8	10	8				10	10	6580円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	6000円	郵便切手の基本料金は、被告が1名の場合の額 被告が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳) 500円2枚、110円1枚、100円1枚、10円1枚 予納金の基本料金は、被告が1名の場合の額 被告が1名増すごとに1000円分を追加 ※現金納付する場合は、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。 必要事項を記入の上、現金を添えて、岡山地裁会計課まで持参、現金書留、または振込みによる方法で納めてください。 また、電子納付利用者登録をされている方は、電子納付の利用も可能です。
民事調停	民事調停							5							1	670円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合、郵便切手で納付する際は、不要。)	3000円	相手方が1名増すごとに340円分を追加 (内訳) 110円2枚、50円2枚、20円1枚 予納金の基本料金は、相手方が1名の場合の額 相手方が1名増すごとに2000円分を追加
民事執行	担保不動産競売申立て															0円	不動産10筆まで 70万円 不動産11筆～15筆 90万円 不動産16筆～20筆 110万円 (※不動産の数が20筆を超える申立ての場合は、不動産競売係に問い合わせてください。)	郵便切手は不要。 必要に応じて予納金から支出します。 ただし、保管金提出書の郵送を希望される場合は、返信用封筒(郵便切手110円貼付)を添付してください。
	強制競売申立て															0円	不動産10筆まで 70万円 不動産11筆～15筆 90万円 不動産16筆～20筆 110万円 (※不動産の数が20筆を超える申立ての場合は、不動産競売係に問い合わせてください。)	郵便切手は不要。 必要に応じて予納金から支出します。 ただし、保管金提出書の郵送を希望される場合は、返信用封筒(郵便切手110円貼付)を添付してください。
	自動車競売申立て															0円	自動車1台につき 5万円 (※自動車引上申立てををする場合は、別途2万5000円の予納金が必要。)	郵便切手は不要。 必要に応じて予納金から支出します。 ただし、保管金提出書の郵送を希望される場合は、返信用封筒(郵便切手110円貼付)を添付してください。
	債務名義に基づく債権差押え	4															2840円	当事者が複数の場合は、該当する当事者の数分を追加 (内訳) 命令正本送付分 110円 (債権者分) 命令正本送付分 1220円 (債務者分) 命令正本送付分 1290円 (第三債務者分) 陳述書送付分 220円(第三債務者1名につき110円2枚) ※陳述書送付分は、第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみ必要です。
	養育費等に基づく債権差押え	4															2840円	当事者が複数の場合は、該当する当事者の数分を追加 (内訳) 命令正本送付分 110円 (債権者分) 命令正本送付分 1220円 (債務者分) 命令正本送付分 1290円 (第三債務者分) 陳述書送付分 220円(第三債務者1名につき110円2枚) ※陳述書送付分は、第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみ必要です。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳											郵便切手合 計額	予納金	備考		
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円					
民事執行	財産開示													0円	7000円	郵便切手は不要。 必要に応じて予納金から支出します。 ただし、保管金提出書の郵送を希望される場合は、返信用封筒(郵便切手110円貼付)を添付してください。	
	情報取得													0円	6000円	予納金は、預貯金が対象の場合、5000円(第三者が1名増すごとに4000円を追加)となります。 郵便切手は不要。 必要に応じて予納金から支出します。 ただし、保管金提出書の郵送を希望される場合は、返信用封筒(郵便切手110円貼付)を添付してください。	
保全	債権仮差押	4						5					1			2620円	当事者が複数の場合は、該当する当事者の数分を追加(内訳) 決定正本送達分 1220円(債務者分) 決定正本送達分 1290円(第三債務者分) 陳述書送付分 110円(裁判所送付分) ※陳述書送付分は、第三債務者へ陳述催告を希望する場合のみ必要です。 ※50g定型郵便が基準となっているため、目録の枚数などにより、郵便切手を追加していただくことがあります。
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	2						2								1220円	当事者が複数の場合は、該当する当事者の数分を追加(内訳) 決定正本送達分 1220円(債務者分) 登記所が岡山地方裁判所本局以外の場合、1か所につき1050円(内訳:登記嘱託用590円、登記返送料460円)を追加 ※50g定型郵便が基準となっているため、目録の枚数や物件の数などにより、郵便切手を追加していただくことがあります。
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2						2								1220円	当事者が複数の場合は、該当する当事者の数分を追加(内訳) 決定正本送達分 1220円(債務者分) ※執行時に決定正本の同時送達を実施する場合、郵便切手は不要です。
保護命令	保護命令	4						5	10						20	3750円	
労働審判	労働審判	3												20	3700円		

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同席	本人申立て	1,500円(個人)	110円切手 債権者数+10枚	110円切手 債権者数+10枚	(本人申立て) 11,859円(官報公告料)+管財予納基準 額表に記載の金額 (代理人申立て) 11,859円(官報公告料)	本人申立ては、管財事件 として進行します。
	代理人申立て	1,500円(個人)				
管財	個人	1,500円	110円切手 債権者数+30枚 10円切手 10枚	110円切手 債権者数+30枚 10円切手 10枚	15,499円(官報公告料)+管財予納基準額 表に記載の金額	保管金予納額は、事案に より異なります。
	法人	1,000円	同上	同上	14,786円(官報公告料)+管財予納基準額 表に記載の金額	同上
	債権者申立て	20,000円	500円切手 4枚 110円切手 債権者数+45枚 10円切手 50枚	500円切手 4枚 110円切手 債権者数+45枚 10円切手 50枚	個人 100万円以上 (官報公告料含む。) 法人 200万円以上 (官報公告料含む。)	同上
	免責許可の申 立て	500円				

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		10,000円	110円切手 債権者数×2+10枚 10円切手 20枚	110円切手 債権者数×2+10枚 10円切手 20枚	13,744円(官報公告料)	予納金は、個人再生委員 を選任する場合は追加予 納していただきます。
通常再生	個人	10,000円	110円切手 債権者数×3+40枚 10円切手 20枚	110円切手 債権者数×3+40枚 10円切手 20枚	通常再生予納金額基準表のとおり	
	法人	10,000円	同上	同上	通常再生予納金額基準表のとおり	

管財予納金基準額表

負債総額(単位:円)	法人	個人
5000万円未満	40万円~120万円	20万円~70万円
5000万円~1億円未満	~200万円	~120万円
1億円~5億円未満	~360万円	~220万円
5億円~	お問い合わせください。	お問い合わせください。

通常再生予納金基準額表

負債総額(単位:円)	法人	個人
~5000万円	200万円	200万円
5000万円~1億円未満	300万円	300万円
1億円~10億円未満	500万円	500万円
10億円~50億円未満	600万円	600万円
50億円~100億円未満	700万円~800万円	
100億円~250億円未満	900万円~1000万円	
250億円~	1000万円~	